

# 旭川市契約審査委員会資料

## 抽出事案に係る関係要領等

- 1 旭川市一般競争入札の事務取扱について（通知）
- 2 「旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領」の制定及び設計変更の  
取扱いについて（通知）
- 3 旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領

平成30年4月1日

旭契第22号

### 旭川市一般競争入札の事務取扱について

旭川市条件付き一般競争入札要綱及び旭川市事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領に基づき行う一般競争入札の適正な執行を図るため、事務処理に当たっては次により取り扱うものとする。

なお、平成29年4月1日付け旭契第18号「旭川市一般競争入札の事務取扱について」は廃止する。

#### 1 入札参加資格について

##### (1) 地域要件（単体）

入札参加資格に定める地域要件は市内業者を基本とする。ただし、対象業種（格付がある業種については同一格付）に市内業者が別紙「入札制度別適用基準」に掲げる一般競争入札最低基準に満たない場合は、上位格付（格付のある業種）、準市内（市内に建設業法に基づく許可を得た営業所を置く者）、市外業者と順次、最低基準に達するまで拡大し、競争性を確保する。

共同企業体（分担施工方式）における各分担工事の構成員についても同様の扱いとする。

なお、建設工事等の規模や特殊性等により、特に必要な場合は旭川市建設業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）又は選定委員会選定部会において別途審議し、決定する。

##### (2) 地域要件（共同企業体）

入札参加資格に定める地域要件は市内業者を基本とする。ただし、対象業種（格付がある業種については同一格付）に構成員となることのできる市内業者が別紙「入札制度別適用基準」に掲げる一般競争入札最低基準に満たない場合は、(1)と同様に最低基準に達するまで拡大する。

なお、建設工事等の規模や特殊性等により、特に必要な場合は選定委員会又は選定委員会選定部会において別途審議し、決定する。

##### (3) 周辺8町、準市内業者について

上川中部圏域は、旭川市と周辺8町（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）で構成され、各種の広域的計画を策定し、圏域の総合的な振興・発展に取り組んでいることを踏まえ、周辺8町に本店を有する業者について一定の受注機会の確保を図ることとする。

また、準市内業者も旭川市に営業所を置き、旭川市内の経済活動等に貢献していることから同様に扱う。

ア 発注時期については、原則として8月15日以降に公告するものからとし、工期（履行期間）が当該年度内であるものを対象とする。

ただし、建設工事等の規模や特殊性等により、市内業者で行う方が適当であると判断できるもの及び補正予算に基づく建設工事等は市内業者を優先する。

イ (5)に該当するもの（発注予定件数が少なく、かつ、市内業者が少ない業種）については適用しない。

ウ 工種（業務）別には次のとおりとする。

(ア) 市内業者以外に周辺8町及び準市内業者を加えるもの

工事～土木一式工事，とび・土工工事

(イ) 市内業者以外に周辺8町を加えるもの

工事～建築一式工事，電気工事，管工事，造園工事

業務～土木設計，測量

(4) 舗装業種について

舗装業種の市内業者数は、一般競争入札最低基準を上回っているものの、市内の生活道路等の舗装工事を施工可能な業者については限定されるため、市内業者の入札参加は12者（平成29年度。以下「実市内業者数」という。）であることなどを考慮して、地域要件は準市内を加えた一般競争入札を原則としている。ただし、5百万円未満の発注工事については、発注予定件数が実市内業者数より少なく、実市内業者数が一般競争入札最低基準を下回るものの指名基準は上回ることから、市内業者による一般競争入札とする。

(5) 発注予定件数が少なく、かつ、市内業者が少ない業種について

競争性に配慮しつつ、市内業者で施工（履行）可能な建設工事等は市内業者を基本とし、(1)のとおり入札制度別適用基準に基づき地域要件を決定することとしているが、年間の発注予定件数が少なく、かつ、市内業者が少ない業種については、一般競争入札最低基準を満たすために、準市内や市外を加えた入札となり市内業者優先にならないことから、市内業者で施工可能なものは、市内業者数が指名基準以上であれば、地域要件を市内業者とした一般競争入札とすることができるものとし、指名基準に満たない場合は市内業者による指名競争入札とする。

ア 「年間の発注予定件数が少ない」とは、格付後の各業種の発注予定件数が格付後の各業種の市内業者数を下回る場合をいう。

イ 「市内業者が少ない業種」とは、入札制度別適用基準の設計金額（以下「設計金額区分」という。）ごとに一般競争入札最低基準を市内業者数が下回る場合をいう。

ただし、市内業者数が設計金額区分（5者）以下の業種においては、市内業者による指名競争入札とする取扱いは、単体で発注する範囲内とする。

ウ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日条例第14号）第2条に規定する工事で「発注予定件数が少なく、かつ、市内業者が少ない業種」にあつては、この取扱いの対象とせず、その都度、選定委員会で審議し、決定する。

エ 平成30年度の対象業種は次のとおりとする。

工事～建築A（5千万円以上），電気A（5千万円以上），電気通信（2千万円以上），さく井（単体）

業務～建築設計（2千万円以上），地質調査，設備設計（単体）

(6) とび・土工業種について

- ア 経営事項審査の総合評定値を入札参加要件に加える場合は、旭川市建設工事等競争入札参加資格者名簿上の総合評定数値（平成29・30年度建設工事等競争入札参加資格審査申請時に提出した総合評定値通知書の総合評定値）が、それぞれ、予定価格1千2百万円以上は、670点以上、予定価格1千2百万円未満については、670点未満とする。ただし、3千5百万円以上については760点以上（以下「総合評定値区分」という。）とすることができる。
- イ 共同企業体とする場合は、予定価格5千万円以上とする。
- ウ とび・土工業種以外には経営事項審査の総合評定値を要件としない。
- エ 上記アの取扱いについては、平成31年3月31日までとする。

(7) 解体工事の取扱いについて

適用業種の判断は建物の規模、構造、周辺環境等を考慮し、個別の判断は選定委員会選定部会で審議することとするが、原則として次のとおりとする。

(ア) 建築物の解体工事（総合的な企画、指導、調整を要するもの）

旭川市における建築一式工事の入札参加資格が建設工事請負業者の格付要領に定める格付等級に格付けされていること、又はとび・土工工事の入札参加資格を有し、次の②、③の要件を満たしていること。

ただし、旭川市における建築一式工事の入札参加資格を有している場合には、とび・土工工事の入札参加資格者として参加することはできない（建築一式工事に格付けされた等級による。）。

① 予定価格5千万円以上の工事

適用業種 建築一式工事

② 予定価格1千5百万円以上、5千万円未満の工事

適用業種 建築一式工事又はとび・土工工事

要件 総合評定値区分に該当すること及び建設業法における建築一式工事の許可を有していること。

③ 予定価格1千5百万円未満の工事

適用業種 建築一式工事又はとび・土工工事

要件 総合評定値区分に該当すること。

(イ) 工作物及び建築物の単純解体工事

旭川市における、とび・土工工事の入札参加資格を有し、かつ、総合評定値区分に該当すること。

2 工事施工実績調書等について

- (1) 工事施工実績調書及び業務履行実績調書を求める建設工事等は、大規模工事（1億5千万円以上の建設工事等）、高度な技術を要する建設工事及び特殊工法による建設工事等とする。
- (2) 舗装工事については、登録業者間における施工実績（能力）の差が大きいことから、今後とも

実績を求めることとし、求める実績は、「公共工事（舗装工事又は舗装工事を含む工事）の元請けとして、過去10年間に施工した実績」とし、施工規模は求めないこととする。

(3) 工事施工実績調書等を求める内容は、次による。

ア 実績を求める場合の期間は、過去10年間の原則とする。

イ 同種・同規模工事等の記載例

同種・同規模工事（業務）

〇〇工で〇〇〇〇m（m<sup>2</sup>，ha，等）以上（工事延長，面積等は指定業種2分の1以上を目処とする）

〇以上の階数の鉄筋コンクリート造で延床面積〇〇m<sup>2</sup>以上の建築一式工事

〇〇業務とする（規模について記載する場合は2分の1以上を目処とする）など、入札参加希望者が判断できるよう、できるだけ具体的に記載すること。

ウ 工事施工実績調書等の審査は工事検査課で行う。

3 共同企業体（分担施工方式）について

一般競争入札で行う建設工事で、共同企業体（分担施工方式）により施工する場合において、共同企業体（分担施工方式）取扱要領第3条に規定する対象工事の各分担工事額は、予定価格を工区数で除して得た額の40%以上（以下「分担割合」という。）とする。

ただし、分担割合を下回る場合は、その都度、選定委員会選定部会で審議する。

4 設計図書の内容精査について

見積用設計図書を有償頒布しているが、設計図書の内容に間違いがあると、入札の延期や中止をしなければならない。

このことにより工事の着工が遅れるばかりでなく、設計図書を購入した入札参加予定者に一方的に負担を強いることとなるため、設計図書の作成、審査に当たっては十分注意すること。

5 見積期間について

建設業法で見積期間について定めているが、特例として「やむを得ない事情があるとき」は短縮することができることになっている。この「やむを得ない事情があるとき」を旭川市契約事務取扱規則第3条第1項では「急を要する場合」に限定していることから、適正な理由があるもの以外は短縮しないこと。

6 落札制限について

落札を制限することができる建設工事等は原則として次のとおりとし、(1)～(3)についての個別の判断は、選定委員会選定部会で審議する。

なお、落札制限は、同一の公告日の中で同一の業種及び格付等級ごととし、共同企業体（分担施工方式）に係る舗装工事については対象としない。

(1) 経済対策を目的の一つとする補正予算（第1回定例会又は第3回定例会）に基づき発注する建

設工事等で、落札を制限することが適当であるもの

- (2) 市内業者の受注機会の確保を目的の一つとして、分離・分割発注する建設工事等で、落札を制限することが適当であるもの
- (3) 同種工事（業務）の発注が集中する場合で、受注者における円滑な施工（履行）体制の確保のために、落札を制限することが必要であるもの
- (4) 土木B、土木C及び舗装工事（舗装工事は、同一の地域要件ごと）
- (5) その他、選定委員会において審議、決定されたもの

平成19年3月23日開催の選定委員会で制定  
平成19年5月14日開催の選定委員会で改正  
平成20年3月24日開催の選定委員会で改正  
平成20年3月28日開催の選定委員会で改正  
平成20年5月12日開催の選定委員会で改正  
平成21年4月20日開催の選定委員会で改正  
平成22年4月6日開催の選定委員会で改正  
平成22年7月28日開催の選定委員会で改正  
平成23年3月23日開催の選定委員会で改正  
平成23年7月19日開催の選定委員会で改正  
平成24年1月25日開催の選定委員会で改正  
平成24年3月26日開催の選定委員会で改正  
平成24年4月23日開催の選定委員会で改正  
平成25年3月25日開催の選定委員会で改正  
平成26年3月27日開催の選定委員会で改正  
平成27年3月24日開催の選定委員会で改正  
平成27年8月20日開催の選定委員会で改正  
平成28年3月29日開催の選定委員会で改正  
平成29年3月23日開催の選定委員会で改正  
平成30年3月28日開催の選定委員会で改正

## 2 設計変更・契約変更

旭契第 69 号

旭技第 5 号

平成7年3月7日

[旭川市建設工事請負契約約款の改正(旭契第67号・平成9年2月17日決裁)に合わせ整理]

工事担当課長

契約管理課長

技術審査室長

### 「旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領」の制定 及び設計変更の取扱いについて(通知)

建設工事発注に関して、現に施工中の工事に係る設計変更、追加工事等の必要が生じた場合の事務取扱いについて、別添のとおり旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領を定めたので通知します。また、設計変更に係る基本的な考え方を次のとおり取りまとめたので、今後において一層適切な運用を図られるように願います。

なお、平成元年8月3日付旭庶第119号「建設工事における契約事務の取扱いについて」中「Ⅱ設計変更の活用について」以下の取扱いは廃止します。

#### 1 設計変更の原則

設計変更は、契約の目的すなわち工事の内容の同一性を変更しない限度において、当該工事の設計仕様の一部を変更することであり、請負代金額の増減、工期の変更を伴わないものであっても当初契約の内容の変更であり、設計変更となるものです。

したがって、契約の目的を変更してしまう程度のもの、例えば、ある路線の道路造成工事に別の路線を付け加えることや、当初設計していなかった舗装工事を新たに加えることは、設計変更の範囲を超えるものであって、新たな契約とすべきものです。

#### 2 追加工事と設計変更

建設工事においては請負契約の締結後、設計図書と現場の不一致、予想しなかった湧水や岩盤等の障害の発生によって、工事内容を変更しなければ工事の完成が不可能となったり、そのまま工事を続行すれば市に不利益になることもあります。また、追加工事であっても当初契約に含めて一体の工事として施工する方が有利又は適切な場合もあります。

しかし、追加工事については、当初契約の変更として自由に行えるものとしたのでは、競争入札によって契約した趣旨を損ない、また、当初の契約が随意契約によった場

合は当初契約の範囲を逸脱することとなります。

追加工事を当初工事との関連で考えると、

ア 追加工事を行わなければ当初の工事を完成できない場合

イ 追加工事を行わないと当初工事を完成できないというほどではないが、両方の工事を一体的に行う方が施工上、経済上有利となる場合

などがあります。

アの場合は、当初工事の一部として追加されるべきもので、契約変更(設計変更) となるべきものです。ただし、この場合でも本体工事と電気工事のように当初工事と追加工事が別々となる場合は、新たな契約を締結しなければならないものです。

イの場合は、これを別々に発注することも変更契約(設計変更)によることも可能であり、発注者の裁量に属するものですが、本市では契約変更(設計変更)できる限度枠(範囲)を定め、その限度を超えるものは別途新たな契約をすることとし、恣意的な運用の排除を図っています。

### 3 設計変更の範囲

設計変更として取り扱うことのできる範囲を別添要領のとおり定めることとします。

この範囲内であれば、設計変更により当初契約の変更手続を行うこととなりますが、事務の簡素化のため、設計変更のうち現請負代金額の10パーセントを超えず、かつ、300万円未満のものは、軽微な設計変更として、工事担当課において請負人に通知することとし、数度の設計変更がこの範囲を超えたとき、あるいは工期末となったときに一括して契約の変更を行うこととします。

### 4 標準約款の定め

設計変更について本市の標準約款が定めている条項は、次のとおりです。

#### (1) 条件変更等による工事内容の変更(第18条)

これは、契約の前提とした条件と工事現場の条件の不一致等により変更するもので、工事監督員は自ら発見したり請負人から通知があったときは、調査を行い確認して、設計変更の手続をとることとなります。この条項による変更には第20条第3項の増加費用又は損害賠償の規定は準用されず、設計図書の不備など本市の責に帰すべき原因によるものでない限り、請負人は市にその負担を求めることはできません。

#### (2) 本市が必要があると認める設計図書の変更、工事の中止(第19条及び第20条)

建設工事の請負契約は、工事の引渡しまではその自由な意思で工事内容の変更を求めることができます。この場合、一般的にはその変更は当該工事と関連性のある工事に限定され、関連性のない工事については、請負人はその要求を拒否することができます。この変更等は、前記の条件変更等による設計変更と違って本市の任意によるものであるため、工事の一時中止、工期の延長、増加費用、損害賠償の負担等において適正かつ公正に処理をすることが必要です。また、この条項による設計変更は、追加工事となる場合にあっては当然、前記の設計変更の範囲内でなければならないものです。

#### (3) 請負代金額の変更に変わる工事内容の変更(第30条)



発注した工事を(1)や(2)により設計変更すると請負代金額の増額分が予算の範囲を超えてしまう場合、予算の流用や補正が必要となるため、工事量を減少させるなどして増額分の全部又は一部に代えることができるものです。

したがって、予算上の措置ができるものは、追加工事として設計変更や別途契約をすることとなります。

なお、標準約款第30条で対象としている請負代金額の変更となる条項は、次のとおりです。

- ①第8条(特許権等の使用)
- ②第15条(支給材料及び貸与品)
- ③第17条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)
- ④第18条(条件変更等)
- ⑤第19条(設計図書の変更)
- ⑥第20条(工事の中止)
- ⑦第22条(甲の請求による工期の短縮等)
- ⑧第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- ⑨第26条(臨機の措置)
- ⑩第27条(一般的損害)
- ⑪第29条(不可抗力による損害)
- ⑫第33条(部分使用)

ただし、⑧第25条と⑪第29条は危険負担の問題であることから設計変更により処理すべきものではなく、別途その条項により処理すべきものですが、特殊な場合も考慮して本条の対象に含まれているものです。

また、この条項は、発注者である市が予算の制約上、負担すべき費用を負担する代わりにそれに見合った工事量を変更するものであることから、この条項の適用に関しては、工事監督員の上申を待つ必要はなく、工事担当部長等においてその決定をすることとなるものです。

## 5 随意契約について

現に施工中の工事について、工事内容を変更する必要が生じた場合、工事監督員はまず変更内容が設計変更すべきものかどうか判断しなければなりません。追加工事であっても設計変更により契約変更すべきものを随意契約に付すことは、これによる契約が当初の契約と切り離されることとなり、契約の履行上適切といえなくなります。

随意契約は、会計法令上の原則である競争入札制度の例外的な契約方法であり、地方自治法施行令第167条の2で限定的に認められているものです。具体的には、設計変更の対象とならないもので、かつ、契約事務取扱規則や「工事請負契約における随意契約のガイドライン」に該当するものであって、その理由が客観的に明確であるものでなければなりません。

設計変更、随意契約いずれにも該当しないときは、競争入札の手続をとることとなります。

## 旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領

### 第1 目的

この要領は、建設工事の設計変更に伴う契約変更の手続を明確にするとともに、契約事務の簡素合理化を図り、適正な契約関係の維持等に資することを目的とする。

### 第2 用語の意義

- 1 この要領において「設計変更」とは、工事の実施に当たり、契約の目的(工事の内容の同一性)を変更しない限度において、設計仕様の一部を変更することをいう。
- 2 この要領において「新工種」とは、設計変更に伴い、設計書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等を新たに追加することとなる場合における当該工種をいう。
- 2 この要領において「工事担当部長等」とは、工事担当部における当該工事の施行に係る専決者をいう。

### 第3 設計の際の留意事項

工事の発注に当たっては、工期中にみだりに設計変更の必要が生じることがないように、設計者は事前の計画の策定及び調査を慎重に行わなければならない。

### 第4 設計変更の範囲

- 1 設計変更により契約変更することのできる範囲は、建設工事標準約款に定めるほか、次の各号の一に該当する場合とする。
  - (1) 現に施工中の工事と密接な関係がある工事内容の変更において、変更見込金額が請負代金額の30パーセントを超えず、かつ、2,000万円未満の増額である場合
  - (2) 前号に定めるほか、変更に係る工事が、現に施工中の工事と分離して発注することが著しく困難なものである場合
- 2 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。
- 3 一式工事については、請負者に公示用設計図書等において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほかは、原則として契約変更の対象としないものとする。ただし、工事の性格上不確定な要素のため、発注に際して工事数量の全部又は一部を概数で積算したものは除く。

### 第5 設計変更の手続

- 1 工事監督員は、設計変更の必要が生じた都度、設計変更上申書(様式1)に当該設計変更に係る設計図書(必要な場合は写真を含む。)を添付して、工事担当部長等の上申するものとする。
- 2 工事担当部長等は、工事監督員から設計変更上申書の提出を受けたときは、その

内容を掌握し、設計変更の必要があると認めるときは、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上、設計変更決定書(伺)(様式2)によりその決定をするものとする。

- 3 工事担当部長等は、設計変更見込金額が請負代金額の10パーセントを超えず、かつ、300万円未満のもの(工期の変更及び構造、工法、位置、断面等の変更で重要なものを除く。以下「軽微な設計変更」という。)の設計変更を決定したときは、遅滞なく請負者に設計変更の内容を文書(様式3)で通知するものとする。この場合、設計変更決定書(伺)の左上余白に「軽微」と朱書しておくものとする。
- 4 工事担当部長等は、前項の軽微な設計変更以外の設計変更を決定したときは、遅滞なく設計変更決定書(伺)に関係書類を添付して、総務部長に当該設計変更に係る契約変更の手続を依頼するものとする。
- 5 工事担当部長等は、第3項による軽微な設計変更に伴う増減見込額の累計が請負代金額の10パーセント以上、又は300万円以上になるとき、及び工期終了前(工期が翌年度以降にわたるときは、各年度末及び工事完成前)に一括して総務部長に契約変更の手続を依頼するものとする。この場合、設計変更決定書(伺)の左上余白に「軽微総括」と朱書し、第3項の設計変更決定書(伺)を添付するものとする。

#### 第6 部分払における計算

- 1 部分払をすべき特約がある建設工事について、軽微な設計変更をした場合において、出来形部分等に対応する請負代金相当額の算出は、当該建設工事の現場における出来形部分について行うものとする。ただし、軽微な設計変更により生じた新工種に係るもの及び変更減となるものは、当該設計変更後の請負代金額が確定した後でなければ出来形部分等に算入しないものとする。
- 2 前項ただし書において、出来形部分等への算入保留が長期間にわたるため、部分払に当たり請負者に著しく不利と認められるときは、速やかに第5の手続をするものとする。

#### 第7 その他

- 1 工事に係る委託業務の設計変更については、この要領に準じて取り扱うものとする。
- 2 この要領は、旭川市議会の議決(市長の専決処分を含む。)を経た建設工事の請負契約には適用しない。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成7年3月7日から施行する。
- 2 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領(昭和61年4月25日)は廃止する。

様式 1

設計変更上申書

平成 年 月 日

(あて先)旭川市長

工事監督員

工事名

上記建設工事について、設計変更を要するものと認められますので、関係書類を添えて上申します。

請負人			
現工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	設計変更による 工期変更の必要性	有(約 日 延長 ) 無 短縮
理 由			

様式 2 設計変更決定書(伺)は、会計処理の財務会計システム移行により廃止

様式 3

第 号  
平成 年 月 日

様

旭川市長

( 担当 )

工事の設計変更について

下記工事について、次のとおり工事内容を変更するので通知します。  
なお、この変更に伴う請負代金額の変更については、別途協議します。

- 1 工事名
- 2 変更の概要

この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。